

議案第40号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 処分する財産及び数量
北上市相去町山田2番46
6,044平方メートル
- 2 処分の方法
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。
- 3 処分する価格
37,800,000円
- 4 処分する相手方
岩手県北上市相去町山根梨の木43番地79
岩手興産株式会社
代表取締役 高橋 嘉信

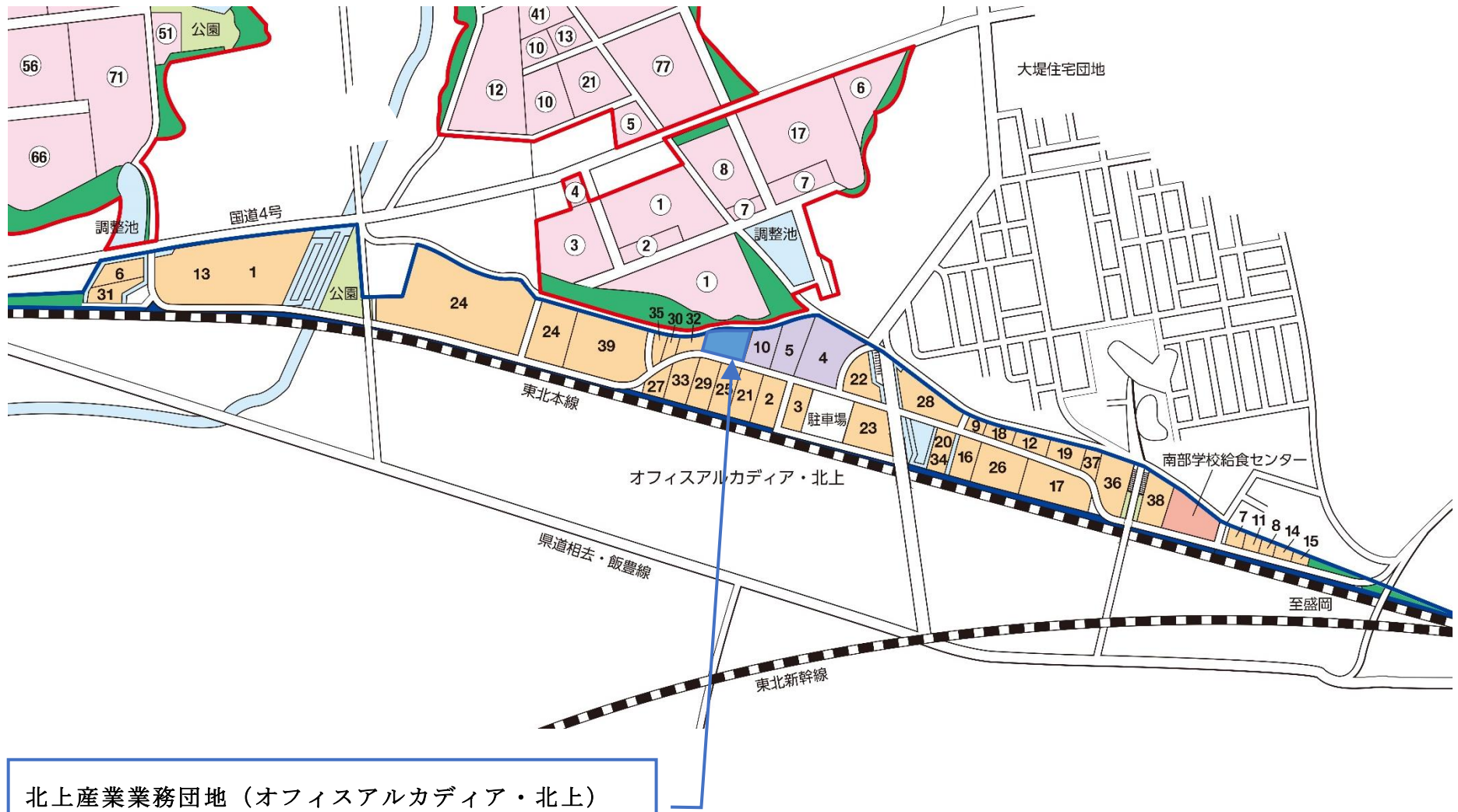
令和3年9月28日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

北上産業業務団地の用地の一部を、岩手興産株式会社の事業用地として処分しようとするものである。

【岩手興産株式会社 分譲予定区画位置図】



北上産業業務団地（オフィシャルカディア・北上）
E-2 区画 6,044 m²

立地企業の概要

1. 会社名称 及び本社所在地	岩手興産株式会社 北上市相去町山根梨の木43番地79
2. 資本金	18,000,000円
3. 設立	昭和47年7月13日
4. 代表者氏名	代表取締役 高橋 嘉信
5. 立地場所	北上市相去町山田2番46
6. 敷地面積	6,044㎡
7. 建物面積	1,743㎡（予定）
8. 事業内容	自動車の車検・整備、保険代理業
9. 操業年月	令和5年3月（予定）
10. 総投資計画	530,000,000円
11. 従業員計画	9名
12. 事業所等の 設置理由	事業拡大のため